

# 宇部工業高等専門学校聴講生規則

( 昭和62年12月 8 日 )  
制 定

改正 平成5年2月9日 平成6年8月1日  
平成10年5月20日 平成22年12月7日  
令和4年2月2日

(趣旨)

**第1条** この規則は、宇部工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第44条第2項の規定に基づき、本校の聴講生に関し必要な事項について定めるものとする。

(聴講科目)

**第2条** 聴講生が聴講できる科目は、講義科目のみとする。

(入学資格)

**第3条** 聴講生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条第1号から第5号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (4) 本校において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

2 専攻科に聴講生として入学することのできる者は、学則第50条の規定を準用するものとする。

(入学の時期)

**第4条** 聴講生の入学の時期は、原則として学則第4条第1項に規定する学期の始めとする。

(出願手続)

**第5条** 聴講生として入学を志願する者は、原則として入学する時期の2週間前までに、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- (1) 聴講生入学願（別紙様式）
- (2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業（修了）証明書

(4) 現に職を有している者は勤務先所属長の承諾書

(入学の許可)

**第6条** 校長は、前条の入学志願者について選考のうえ、入学を許可する。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付するとともに、誓約書を提出しなければならない。

(指導教員)

**第7条** 校長は、聴講生の指導・助言を行うため、指導教員を置くことができる。

(聴講期間)

**第8条** 聴講生の聴講期間は、原則として当該年度内とする。ただし、聴講生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年以内に限りその期間を延長することができる。

2 前項の規定により延長を願い出るときは、所定の延長願を聴講期間満了2週間前までに校長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により聴講期間を延長するとき、検定料及び入学料は徴収しない。

(授業料等の額)

**第9条** 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則に定める額とする。

(授業料の納付)

**第10条** 聴講生の授業料は、所定の期日までに聴講科目に係る全額を納付しなければならない。

2 授業料を納めない者は、除籍する。

(授業料等の不返付)

**第10条の2** 既納の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

(聴講証明書等の交付)

**第11条** 校長は、聴講生に対して、聴講した科目の聴講証明書等を交付することができる。

(退学)

**第12条** 聴講生が退学しようとするときは、所定の退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 本校の諸規則に違反した者、指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得

ない事由により成業の見込みのない者に対して、校長は退学を命ずることがある。

(準用規定)

**第13条** 本学の学生に関する諸規則は、聴講生にも準用する。

(雑則)

**第14条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年12月8日から施行し、昭和62年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成されたこの規則による改正前の宇部工業高等専門学校文書処理規則、宇部工業高等専門学校国有財産監守規則、宇部工業高等専門学校発明規則、宇部工業高等専門学校共同研究取扱規則、宇部工業高等専門学校研究生規則、宇部工業高等専門学校聴講生規則及び宇部工業高等専門学校学生表彰規則の様式による書面は、この規則による改正後のそれぞれ対応する様式により作成された書面とみなす。

附 則

この規則は、平成10年5月20日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

